

第121回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月24日(水)
午前10時(受付開始 午前9時)

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号
大阪トヨペットビル9階会議室

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただく場合がありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<https://www.namura.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

目次

■ 株主総会招集ご通知	2
■ 事業報告	4
■ 連結計算書類	28
■ 計算書類	31
■ 監査報告書	35
■ 株主総会参考書類	40
第1号議案 剰余金の処分の件	40
第2号議案 取締役4名選任の件	41
第3号議案 監査役3名選任の件	44
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	46
第5号議案 当社株式等の大量取得行為に関する 対応策(買収防衛策)更新の件	47
株主総会会場のご案内	末尾

郵送による議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送により、議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

行使期限: 2020年6月23日(火) 午後5時30分



株式会社 **名村造船所**
NAMURA SHIPBUILDING CO.,LTD.

証券コード:7014

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を次のとおり
開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内
申し上げます。

代表取締役社長 **名村 建介**



経営理念「存在感」

私達は、

お客様にとって
働く人にとって
地域にとって
日本にとって
世界にとって

必要とされる企業であり続けたい

私は、

お客様にとって
職場にとって
家族にとって
地域にとって

なくてはならない存在になりたい

「存在感」が当社の経営理念です



招集ご通知

証券コード 7014

2020年6月9日

株主各位

大阪市西区立売堀二丁目1番9号

株式会社 **名村造船所**

代表取締役社長 名村 建介

第121回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2020年6月23日（火）営業時間終了時（午後5時30分）**までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	大阪市西区立売堀三丁目1番1号 大阪トヨペットビル9階会議室
3 目的事項	報告事項 (1) 第121期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第121期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収 防衛策）更新の件

以 上

お 願 い

- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告の新株予約権等に関する事項」、「事業報告の株式会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過およびその成果

■ 当連結会計年度の経営環境と業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦問題による世界経済の減速の影響を受けて製造業を中心に国内景況感が悪化するなど不透明な状況が続く中、本年に入り新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により国内外の経済は急激に落ち込み、先行きについても極めて厳しい状況が続くと見込まれます。

日本造船工業会によりますと、2019年暦年における世界新造船竣工量は前年同期比14.4%増の6,614万総トン、新造船受注量は前年同期比17.7%減の4,149万総トンとなりました。竣工量については2020年7月以降の竣工船が対象となるIMO（国際海事機関）の調和共通構造規則（H-C-S-R）の適用を回避するために駆け込み建造があった影響もあり前年同期よりも大幅に増加しましたが、その反動もあって受注量が前年同期よりも大幅に減少し、世界の新造船手持工事量は16年ぶりの低水準となりました。本年度後半から新造船需要には回復の兆しが見え、2020年春節明けの商談の活発化が期待されておりましたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により世界経済の減速と海運・造船市況の低迷はしばらく続くと予想されることから、船主の新造船発注意欲は大きく減退しました。一方、新型コロナウイルスによる急速な景気悪化に対して各国政府が積極的な景気刺激策を打ち出すものと予測され、感染の沈静化とともに世界貿易を担う海上輸送が正常化し、新造船需要も回復することが期待されます。

当企業集団におきましては、当連結会計年度の最重要課題として、中核事業である新造船事業の積年の問題であった佐世保重工業株式会社における工程混乱の後遺症である後続船の納期遅延などの抜本的解決に取り組み、完工・引渡船が2017年は2隻、2018年は4隻にとどまった両年度からのずれ込み船を含め同社は本年度に9隻を完工・引渡し、納期問題をほぼ解決させました。

当連結会計年度の売上高は、中核である新造船事業において、佐世保重工業株式会社が前年度竣工予定船が本年度にずれ込み前年より増収となったものの、当社および函館どつく株式会社は需要環境に合わせて操業度を低下させたことに加え、何れも船価の低い新造船が売上対象となったことで売上総額は減少し、修繕船事業においては佐世保重工業株式会社の国内艦艇の大型定期検査工事が端境期であったこと、前第2四半期連結累計期間まで鉄構・機械事業の主要子会社で

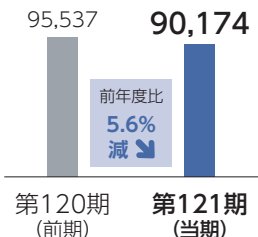
ありましたオリイメック株式会社が当連結会計年度には連結対象外となったこと等により111,887百万円（前年同期比10.2%減）となりました。損益面では、新造船事業において、売上対象船が総じて低船価であった上に佐世保重工業株式会社の当期売上ずれ込み船の原価が大幅に悪化したこと、鋼材など資材価格の高止まりや佐世保重工業株式会社の納期問題解決を最優先させたこともあってグループを挙げて取り組んでおりますコスト合理化計画の進捗が遅れていること、当連結会計年度末の米ドル為替レートが前年末と比較して円高になったことにより工事損失引当金の実質的な繰入額が増加したことなどにより、営業損失は16,022百万円（前年同期は4,114百万円の営業損失）、経常損失は16,284百万円（前年同期は3,872百万円の経常損失）となり、特別損失として投資有価証券評価損1,913百万円を計上した結果、税金等調整前当期純損失は17,958百万円（前年同期は1,006百万円の純利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は18,030百万円（前年同期は621百万円の純利益）となりました。なお、当社は、保有する連結子会社である佐世保重工業株式会社の株式について8,205百万円の減損処理を行いました。連結決算上は消去されるため、連結業績への影響はありません。

当期末の連結自己資本比率は40.2%、当社単体の自己資本比率は51.2%であります。

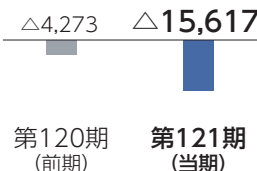
事業別の営業の状況

新造船事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



受注から完工まで1年を超える新造船事業では工事進行基準を採用しております。

当連結会計年度の売上高は、佐世保重工業株式会社において工程混乱による納期遅延の解決を最優先させたことにより完工が前期から当期にずれ込んだことから、当社グループとして過去最高の竣工量となりましたものの、売上対象船が何れも低船価であったことから、90,174百万円（前年同期比5.6%減）となりました。一方、損益面につきましては、低船価であったことに加えて佐世保重工業株式会社の当期ずれ込み船の原価が予想以上に悪化したこと、グループのコスト合理化計画の進捗の遅れと当連結会計年度末の米ドル為替レートが前年末と比較して円高になったことにより工事損失引当金の実質的な繰入額が予想より増加したことなどの影響により営業損失は15,617百万円（前年同期は4,273百万円の営業損失）となりました。

当連結会計年度におきましては、超大型油送船(VLCC)3隻、大型鉱石運搬船(VLOC)3隻、大型撒積運搬船2隻、中型油送船4隻、中型撒積運搬船6隻、ハンディ型撒積運搬船6隻の合計24隻を完工し、超大型油送船(VLCC)2隻、大型撒積運搬船1隻、中型撒積運搬船6隻、ハンディ型撒積運搬船1隻、小型内航船1隻の合計11隻を受注し、受注残高は138,801百万円（前年同期比34.1%減）となりました。

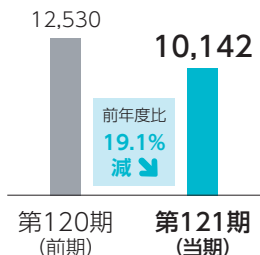
グループのコスト合理化計画の一環として検討しておりました当社伊万里工場における佐世保重工業株式会社向け大型ブロックの製作は、本年4月1日より本格的に始まりました。船殻重量の50%に相当する平行部ブロックの大部分を伊万里の平行部ブロック専用設備で製作することにより製作費が削減されることに加えて、佐世保重工業株式会社の社外工を操業量に見合った人数に削減することにより製造現場の本社工比率が従来に比べて2倍に改善され、技能のレベルアップと管理密度の改善によるコストダウンや新造船需要減少に弾力的な対応を図ります。

環境規制が国際的に強化される中、次世代を見据えた環境負荷の低い船舶の研究開発に取り組み、LNGを燃料とする世界初的大型石炭専用船の受注が内定しています。本船は環境負荷の低減に向けた有効な手段の一つであるLNGを主燃料として使用することにより、二酸化炭素や硫酸化物等の排出量を大幅に削減しており、低炭素社会の実現に寄与できるものと考えております。

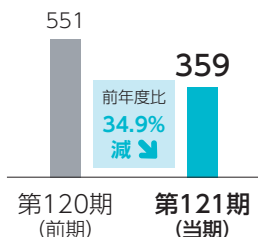
なお、当連結会計年度における売上計上の米ドル額は830百万米ドルで、その平均レートは1米ドル当たり108円57銭であります。

修繕船事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)

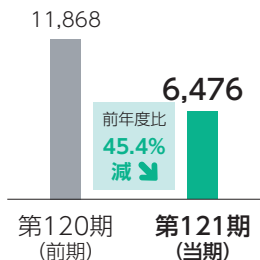


佐世保重工業株式会社および函館どつく株式会社が担う修繕船事業におきましては、艦艇工事を主力としつつ、立地特性を生かした官庁船、一般商船、特殊船、漁船の修繕工事に積極的に取り組んでおります。当連結会計年度の売上高は、函館どつく株式会社は順調に推移したものの佐世保重工業株式会社において国内艦艇の大型定期検査工事等が端境期であったことから期中の完工が減少し10,142百万円（前年同期比19.1%減）、営業利益は359百万円（前年同期比34.9%減）となりました。

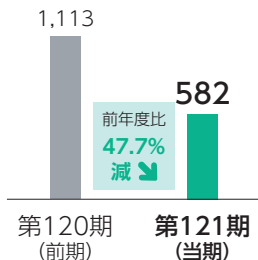
なお、当連結会計年度末受注残高は4,094百万円（前年同期比7.3%増）であります。

鉄構・機械事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)

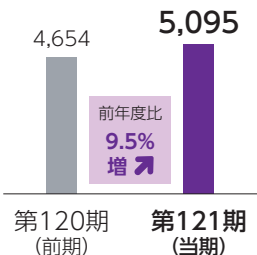


当連結会計年度の売上高は、鉄構部門においては九州地方整備局ご発注の大川高架橋P31-P34（548トン）などを予定通り完工し、船用クランク軸などの船用機器部門においては売上を伸ばしましたが、主要子会社でありましたオリメック株式会社が当連結会計年度には連結対象外となったことにより減少し、6,476百万円（前年同期比45.4%減）、営業利益は582百万円（前年同期比47.7%減）となりました。

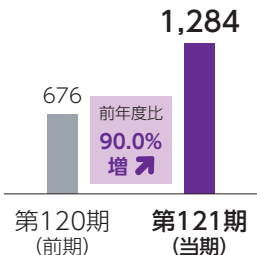
なお、当連結会計年度末受注残高は5,063百万円（前年同期比8.1%減）であります。

その他事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



当連結会計年度の売上高は5,095百万円（前年同期比9.5%増）、営業利益は1,284百万円（前年同期比90.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は627百万円（前年同期比17.6%減）であります。

事業別売上高および営業利益

事業区分	売上高(百万円)			営業利益(百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減率(%)	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減率(%)
新造船	95,537	90,174	△5.6	△4,273	△15,617	—
修繕船	12,530	10,142	△19.1	551	359	△34.9
鉄構・機械	11,868	6,476	△45.4	1,113	582	△47.7
その他 (消去又は全社)	4,654	5,095	9.5	676 (△2,181)	1,284 (△2,630)	90.0
合計	124,589	111,887	△10.2	△4,114	△16,022	—

（２）企業集団の資機材調達および外注

世界的に新造船需要が低迷する中、鋼材や主機、船用機械等も供給能力過剰の状況にあります。本年に入って新型コロナウイルス感染症の影響により、中国をはじめ韓国、東南アジアおよび欧州各国からの製品調達が一部不安定に陥るなど、予断を許さぬ情勢となっております。

このような状況下、調達部門としましては、建造コストの大宗を占める船用資材のコスト低減のため、当社、佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社の造船３社におけるさらなる集中購買の拡大を図ってまいります。また、造船３社をはじめとするグループ各社、他部門とも連携の上、継続的に実施しているＶＡ／ＶＥ活動を一層深化させ、長年に亘って友好関係にある資機材取引先や近郊外注先各社とは危機感を共有し一層の協力を求めるとともに、新規供給先の開拓や海外調達の拡大にも積極的に取り組むなど、今後の難局を乗り切るために知恵と汗を出し、コスト削減に邁進してまいります。

（３）企業集団の設備投資、研究開発

当連結会計年度は厳しい経営環境ではありましたが、安全かつ効率的な操業体制を構築・維持するための省力化生産設備、品質・工程の安定化設備、省エネルギー設備等の計画的な導入を進め、各拠点における既存設備の予防保全や老朽化設備のリプレイス等に加えて、自社保有船の代替建造もあって、設備投資の総額は6,275百万円となりました。

また、新造船事業、修繕船事業、鉄構・機械事業、その他事業の各事業において、基礎的な研究や新商品開発、生産技術の向上等を目的とした研究開発に取り組み、当連結会計年度における研究開発費の総額は667百万円となりました。新造船事業においては、環境規制が強化される中、商品開発専任部門が中心となり次世代を見据えた環境負荷の低い船舶の開発に取り組んでおり、当連結会計年度においては、ＬＮＧ燃料推進の大型鉱石運搬船(VLOC)の設計基本承認を取得するなど成果を上げております。また、製造現場でのＩＴ技術の活用にも注力しており、その他の事業部門においても、既存商品の品質向上や商品開発、生産効率の改善に取り組み、成果を上げております。

（４）企業集団の経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当社グループは、中核である新造船事業においては、当社、佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社の造船3社の統合効果の最大化により、コスト削減と性能・品質・サービスの一層の改善や充実により顧客満足度を高め、他社との差別化を図ってまいります。

新造船事業にとって避けることができない大きな需要変動に企業集団として対応するため、修繕船事業、鉄構・機械事業など非新造船事業のより一層の強化によるグループの事業基盤再編・強化を図り、長期的視野に立ったグループ経営により収益力の安定と向上、造船専門各社との差別化に努めてまいります。また、修繕船、鉄構・機械などの非新造船事業の収益力を強化し、造船専門各社との差別化を図るなど事業分野・事業形態の多様化や再構築に積極的に取り組み、収益の安定化と健全な財務体質の維持に努めてまいります。

海洋立国である日本のさらなる経済成長の一翼を担う造船事業者、修繕事業者、海事事業者、社会インフラ事業者として、株主、顧客などお取引先の皆様から信頼され、成長を期待される「存在感」ある企業グループの形成を目指しております。

今後とも株主はもとより顧客・取引先・従業員などの様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させて経営基盤を強化し、企業価値の向上・株主共同の利益の確保に努めてまいります。

新造船事業

世界の造船市場においては、不安定な海運市況や環境規制強化による船舶の陳腐化リスクを見定めたいとして新規発注を手控える動きに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による世界経済の大きな落ち込み懸念により引合いは殆ど途絶え、各国造船所の手持工事量は減少の一途をたどっております。また、環境規制強化に対応するために新造船の建造コストは増加しており、市場船価と造船所が希望する船価とのミスマッチは解消しておりません。需給のアンバランスが拡大する中で、中国、韓国の最大手造船所の経営統合計画や中国での国営造船所集約による巨大造船所グループの発足、また国内においても今治造船株式会社によるジャパンマリン ユナイテッド株式会社への資本参加と両社間の営業・設計での業務提携を発表するなど、世界的に業界再編と供給力調整の動きも活発化しております。新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた世界経済の後退により、海運市況の回復にはしばらく時間がかかると見込まれ、各国造船所の統合や淘汰などさらなる業界の再編が進むことも考えられます。

厳しい業界環境下で当社グループの造船3社は、統合効果の最大化を達成するために新造船建造体制の再編と運営の一体化を加速させ、競争力の強化と需要変動に柔軟な対応が可能な体制の構築に全力を尽くしております。特に当社伊万里事業所と佐世保重工業株式会社においては、地理的に近接しているという条件を生かし、設備の近代化が進んでいる当社の伊万里事業所を主工場とし、艤装関連設備に恵まれた佐世保重工業株式会社の特性を生かした生産体制の再構築に着手しており、本年4月から佐世保重工業株式会社向けブロックの当社製作が本格化いたします。今後はスピード感をもって造船3社の受注・設計・製造・品質保証・資材調達等の一体運営のさらなる強化を図り、競争力のある新造船事業の構築に邁進します。

また、商品開発については、設計・製造・資材調達、営業、品質保証との連携をより強化し、他社との共同開発や共同研究にも積極的に取り組むなど、性能・品質の向上とコスト競争力を両立させて一層顧客満足度を上げるとともに、将来の環境規制強化に向けた研究・開発を進めてまいります。

修繕船事業

函館どつく株式会社、佐世保重工業株式会社ともに長年の歴史と伝統に裏付けられた高度な技術力と立地の優位性を最大限に生かし、安定的な受注量の確保に努めてまいります。修繕船事業の主力である艦艇工事は、年度によって大型案件の多寡による操業の山谷が大きいものの、艦艇の大型化や延命工事の増加が期待されることから、大手造船所との提携により技術力の強化に努めます。官庁船や一般商船、特殊船、漁船等の修繕・改造工事にも積極的に取り組み、ドック回転率の改善による安定収益の確保に努めてまいります。両社で受入態勢の連携強化を進めるためにグループ全体としての統括運営機能を創設し、両社の協力体制をより一層向上させる取り組みも開始しており、今後も受注量の拡大に取り組んでまいります。

鉄構・機械事業

当社および函館どつく株式会社が担う橋梁分野においては新設橋梁の発注量が低水準で推移し、佐世保重工業株式会社が担う船用機器分野においても新造船需要の回復が見通せない状況であり、厳しい受注環境が続くものと予想されますが、顧客満足度の向上とコスト競争力の強化により安定的収益の維持・拡大に努めます。橋梁分野においては今後確実に需要の増加が見込まれる保全・補修工事への取り組みを強化し、将来にわたる社会インフラの維持・発展に貢献するとともに、その他の分野においても、これまで培ってきた技術力を生かして新たな分野の開拓にも積極的に取り組み、受注および販路の拡大を図ることで、収益の改善を目指してまいります。

その他事業

その他事業を担う各社が市場環境の急速な変化に対応できるよう、グループの事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。また、当社グループにおける各事業の役割と責任を明確化し、各事業の収益力とグループ各社への貢献度を高め、グループ収益基盤の強化・発展を図ってまいります。

資材調達部門

今後の生き残りと飛躍のために、資材費削減による採算の大幅改善に取り組んでまいります。佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社をはじめとするグループ各社や資機材取引先各社とも連携し、集中購買の拡大を進めるとともにグループ各社への当社の調達システムの展開により集配機能や管理体制を拡充し、規模のメリットを最大限に活用してまいります。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による製品納入の遅れが発生しないよう調達資材の納期管理の徹底を図るとともに、並行してV A/V E活動を幅広く行い、新製品、新方式等の発掘や新規調達先の開拓、海外調達をこれまで以上に積極的に進めるなど、選択肢を広げながら、最大限のコスト削減と安定供給先の確保を図ってまいります。

設備投資部門

I o TやA I技術等を活用した省力化生産設備や品質・工程の安定化設備、環境への取り組みの一環としての省エネルギー設備等の導入を進めるとともに、既存設備の計画的な保守点検やリプレースを実施し、安全で安定した操業体制をより一層強化してまいります。また、グループとして最適な生産体制を構築し競争力を強化するため、グループ各社の位置付けを明確にし、重複を避けた効率的な設備投資を進めてまいります。

研究開発部門

世界的に環境問題への意識が高まる中、I M O（国際海事機関）は今世紀中に船舶が排出する温室効果ガスをゼロにする目標を設定するなど、船舶への環境規制が一段と強化されております。当社グループにおきましては、既に専任の開発部署を設置し、L N G燃料船の開発等に取り組んでおりますが、今後を見据えて水素やバイオ燃料などの代替燃料船の開発も課題となっております。また、I o TやA I技術等を駆使し、建造工程の進捗や機器の故障等の問題を一元化してリアルタイムに把握・分析するシステムの構築等に取り組んでおり、製造現場での作業効率化と生産性向上につながるものと期待しております。

その他、将来的に競争力の基盤となる基礎的な研究をはじめ、修繕船事業の主力である艦艇工事における技術力向上などの課題に、他社との提携も含め積極的に取り組んでおります。

管理間接部門

管理間接部門は組織の付加価値部門であるとの認識のもと、当社グループの持続的成長と安定的経営に向け、他のすべての部門・グループ会社と一丸となってグループ統合効果の追求と収益力回復に取り組んでまいります。

重要な経営資源である人材面については、継続的な採用と人材育成体制の強化、グループ内の人材の最適配置や国籍や性別・年齢などの異なる多様な人材を活用するための組織体系の見直しを推進し、個々の能力が最大限発揮されるよう働きやすい環境整備に努めてまいります。

また、生産現場をはじめとする職場の安全と安心の確保は事業を進めていくための大前提であり、安全管理の徹底に努め災害ゼロを目指すとともに新型コロナウイルス感染症への対策を含めたリスク管理体制の強化を図ってまいります。

当社グループは、グループ一丸となって早期に収益力を回復させ、品質、性能の向上を追求し、環境問題にも積極的に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。また、今後も内部統制の充実、グループガバナンスとリスク管理体制の一層の強化、コンプライアンス意識の向上を図り、社会から信頼される企業グループとして存続できるよう、より一層努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	137,208	134,887	124,589	111,887
経常利益(△は損失) (百万円)	△9,806	△20,275	△3,872	△16,284
親会社株主に帰属 する当期純利益 (△は損失) (百万円)	△11,308	△20,554	621	△18,030
1株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	△163.88	△297.85	8.99	△261.05
総資産 (百万円)	208,201	195,445	174,817	138,122
受注残高 (百万円)	293,473	264,708	220,571	148,585

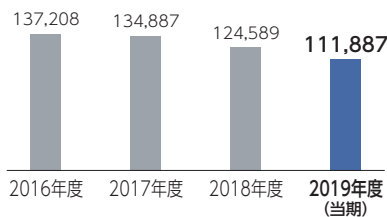
(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

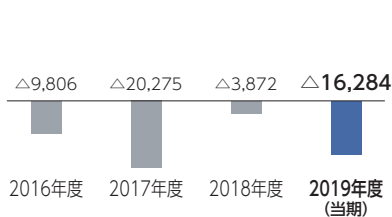
3. 受注残高は工事完成基準で記載しております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

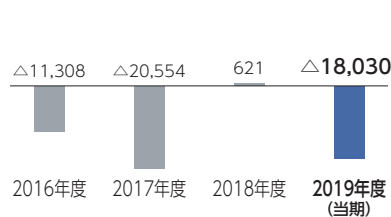
売上高 (単位：百万円)



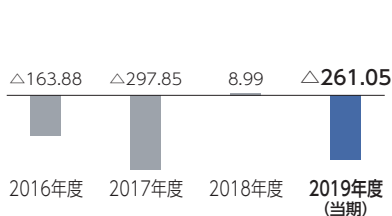
経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



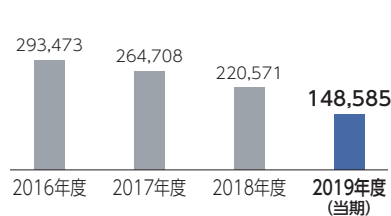
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



受注残高 (単位：百万円)



② 当社の財産および損益の状況の推移

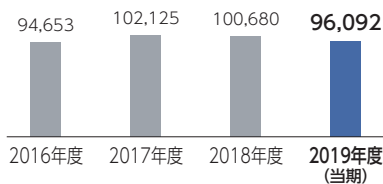
区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	94,653	102,125	100,680	96,092
経常利益(△は損失) (百万円)	△6,507	△6,651	△1,102	△8,618
当期純利益(△は損失) (百万円)	△7,212	△6,609	△6,577	△17,798
1株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	△104.50	△95.76	△95.20	△257.64
総資産 (百万円)	163,423	157,138	135,740	101,244

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

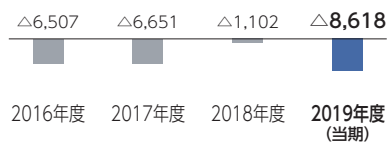
2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

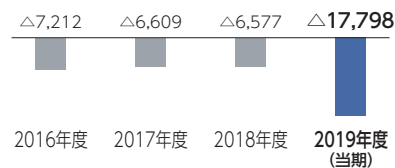
売上高 (単位：百万円)



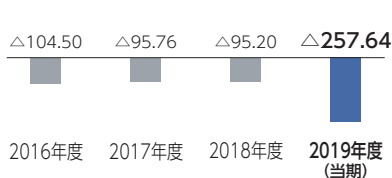
経常利益 (単位：百万円)



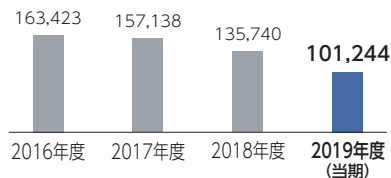
当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



（６）重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金（百万円）	当社の出資比率（％）	主要な事業内容
佐世保重工業株式会社	8,414	100.0	船舶製造業
函館どつく株式会社	4,746	89.9	船舶製造業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

（７）企業集団の主要な事業内容

- ① 新造船事業 各種船舶の製造販売
- ② 修繕船事業 各種船舶の修繕および解体
- ③ 鉄構・機械事業 橋梁等鉄鋼構造物の製造販売および修繕
舶用機械機器等の製作、修理
- ④ その他 機械、工具等の販売
ソフトウェア開発、情報機器の販売
設備の保全、保安業務

（８）企業集団の主要拠点等

- ① 当 社 本社（大阪市西区）、伊万里事業所（佐賀県伊万里市）、
東京事務所（東京都港区）
- ② 佐世保重工業株式会社 本社（長崎県佐世保市）、東京事務所（東京都台東区）、
大阪営業所（大阪市西区）
- ③ 函館どつく株式会社 本社・函館造船所（北海道函館市）、室蘭製作所（北海道室蘭市）、
東京事務所（東京都中央区）

(9) 企業集団および当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
新造船	1,517	32減
修繕船	342	5減
鉄構・機械	139	3増
その他	678	22増
合計	2,676	12減

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年令（才）	平均勤続年数（年）
1,041	12減	39.6	16.6

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社日本政策投資銀行	4,604
株式会社福岡銀行	2,827
株式会社三菱UFJ銀行	2,696
株式会社親和銀行	1,464
みずほりーす株式会社	1,411

2 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 190,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 69,083,347株(自己株式16,204株を除く)
- (3) 株 主 数 14,326名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日 本 製 鉄 株 式 会 社	5,028	7.3
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	3,050	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,933	4.3
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,233	3.2
株 式 会 社 商 船 三 井	2,067	3.0
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	1,658	2.4
大 和 工 業 株 式 会 社	1,626	2.4
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,529	2.2
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	1,413	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,380	2.0

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 当社の会社役員に関する事項

(1) 当社会社役員の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	名 村 建 彦	佐世保重工業株式会社 代表取締役会長、 函館どつく株式会社 取締役会長
代表取締役社長	名 村 建 介	佐世保重工業株式会社 代表取締役社長、 函館どつく株式会社 取締役
代表取締役副社長	吉 岡 修 三	社長補佐 兼 グループ新造船事業統轄 兼 船舶海洋 事業部長、 佐世保重工業株式会社 取締役、 函館どつく株式会社 取締役
取 締 役	力 武 光 男	専務執行役員 生産業務本部管掌 兼 伊万里事業所長 兼 I S O総括
取 締 役	池 邊 吉 博	常務執行役員 経営業務本部長 兼 グループ最高コン プライアンス責任者 兼 東京事務所長、 函館どつく株式会社 監査役
取 締 役	間 洵 重 文	常務執行役員 船舶海洋事業部副事業部長 兼 営業本 部長
取 締 役	鈴 木 輝 雄	弁護士、 株式会社スパンドニクス 社外監査役、 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役、 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会 社 社外監査役
取 締 役	古 川 芳 孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 理事
常 勤 監 査 役	井 関 延 行	佐世保重工業株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	福 田 綱 吉	
監 査 役	荒 木 勝	公認会計士、 株式会社梅の花 社外取締役
監 査 役	山 下 公 央	株式会社N S D 社外取締役、 セルソース株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役鈴木輝雄および古川芳孝は、社外取締役であります。
2. 監査役荒木勝および山下公央は、社外監査役であります。
3. 監査役荒木勝は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役山下公央は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役鈴木輝雄および古川芳孝ならびに監査役荒木勝を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 当社会社役員の報酬等の額

	人 数 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取締役	8	176
監査役	4	30
合 計	12	206

- (注) 1. 上記、報酬等の総額には当事業年度に係る報酬として付与した新株予約権の金額が含まれております。
 2. 上記の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額52百万円は含まれておりません。
 3. 上記のうち社外取締役および社外監査役に対する報酬等に係る人数および額は4名20百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者および社外役員の兼職状況

区 分	氏 名	兼職状況
社 外 取 締 役	鈴 木 輝 雄	弁護士、 株式会社スパンドニクス 社外監査役、 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役、 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役
	古 川 芳 孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 理事
社 外 監 査 役	荒 木 勝	公認会計士、 株式会社梅の花 社外取締役
	山 下 公 央	株式会社NSD 社外取締役、 セルソース株式会社 社外監査役

- (注) 社外取締役古川芳孝氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っております。当社は、当社グループから過去3事業年度の平均が年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の1つとしておりますが、同大学への寄付はこの基準に抵触しておりません。なお、その他の兼職先と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
社 外 取 締 役	鈴 木 輝 雄	当事業年度開催の取締役会18回のうち全回に出席し、主に裁判官・弁護士として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	古 川 芳 孝	当事業年度開催の取締役会18回のうち15回に出席し、主に船舶の専門家として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	荒 木 勝	当事業年度開催の取締役会18回のうち8回に出席し、また、監査役会13回のうち7回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	山 下 公 央	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に出席し、また、監査役会13回のうち12回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条の第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 43百万円

監査役会は、前事業年度の監査実績の差異分析、評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 78百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないため、これらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）以外に英文財務諸表作成に関する指導・助言を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の、理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（１）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役および使用人の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。
- ②取締役の職務執行の公正性等を監督する機能強化のため、独立した立場の社外取締役を選任しております。
- ③内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果を内部統制・コンプライアンス委員会のほか取締役会および監査役に報告しています。なお、改善すべき事項を発見したときは、内部統制・コンプライアンス委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。
- ④内部統制・コンプライアンス委員会のもと、平素より継続的に社内研修を実施するとともに内部通報制度（申告者に対して不利益となる取り扱いをしない旨を定めた通称「ヘルプ・ハッチ」）を設け、コンプライアンス体制の充実を図っております。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、「文書管理規程」を制定し、重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録、保管、保存するものとします。
- ②取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとします。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。
- ②取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。また、重要な事項については、機関決定に先立ち自由討議方式で検討を重ねることとしています。
- ③代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、業務執行や取締役会に上程される重要な事項について審議・報告を行うこととしています。また、執行役員会に子会社の業務執行状況や財務状況等を定期的或いは必要に応じて報告するものとしています。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会で行うことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定を行うよう努めています。
- ② 与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。
- ③ 環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ISO事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。
- ④ 個人情報漏洩、インサイダー取引の未然防止のため、規程、マニュアル等を整備し、損失防止の運用管理体制強化に努めております。
- ⑤ 当企業集団の企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行やリスク管理に係る指導・助言を行うものとしています。
- ⑥ 当企業集団の不測の事態に対処するため、「危機管理規程」に基づき、リスクの抽出および予防策を検討するとともに、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに組織し、危機への対応と迅速な収拾に向けた活動を行います。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人と称します）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。
- ② 補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役の意見を求め、それを尊重するものとします。
- ③ 監査役の要請により任命を受けた補助使用人は、監査役の補助業務に専従するものとし、取締役および使用人が当該補助使用人に対して何ら指揮命令を行うことは出来ないものとします。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 常勤監査役が取締役会のほか、執行役員会、部長会などの構成員となることにより、取締役等から報告を受け、意見を述べる事ができる体制を確保しています。
- ② 取締役は当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役に報告するものとします。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- ① (6)の①に記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設け、監査役が実効性のある監査を実施できる体制を確保します。
- ② 監査役が何時でも、代表取締役社長その他の取締役および使用人に対して質疑応答その他意見交換を行うことができる体制を確保します。なお、監査役に報告や情報提供を行った者に対し解雇その他のいかなる不利益扱いを行わないこととしています。
- ③ 内部監査室は、監査役と緊密に連携し、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。
- ④ 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとします。

(8) 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営状況につき3カ月に1回（重要な子会社については毎月）、担当する取締役および執行役員の執行役員会への報告を義務付け、各子会社の経営方針および経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努めます。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」に従い、子会社各社における経営上の重要な案件については、事前協議の上、当社の取締役会で意思決定します。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。
- ④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 監査役と連携して当社の内部監査室による各子会社の監査を毎年実施し、法令、定款、社内規程等の遵守状況やリスク管理体制を確認しながら、各子会社の内部統制システムの整備および運用に継続して取り組みます。
 - (イ) 内部統制・コンプライアンス委員会のもと、平素より子会社に対しても研修を実施するとともに、子会社使用人も当社の内部通報制度を利用できるようにしており、企業集団全体でのコンプライアンス体制の強化に努めています。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行っております。社外取締役および社外監査役は、取締役会に加え執行役員会にも出席し、会社の重要事項について報告を受け、適宜質問することにより会社の重要情報を共有しています。なお社外取締役は複数名選任されております。

当事業年度につきましては、取締役会を18回、執行役員会を12回開催しております。

また、管理職全員が参加する毎年2回の部長会で社長から当該年度の全社経営方針を示達するとともに、各部署および各子会社の年度毎の業務運営計画を討議・指導し、確定しています。

(2) リスク管理体制について

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社および各子会社の内部監査を実施し、3カ月毎に内部統制・コンプライアンス委員会で報告・審議を行った後、取締役会に報告して情報の共有化を図っております。

当事業年度につきましては、内部統制・コンプライアンス委員会を4回開催しております。

また、当企業集団の事業を脅かす不測の事態を未然に防止するとともに、危機発生時における迅速な対応および被害の最小化を図るため、2015年4月に「危機管理規程」を整備し、リスクが顕在化した場合の影響度が大きい自然災害、設備事故、重大事故、情報システム事故を重点リスクとして、危機管理委員会及び各リスクワーキンググループを組成し継続的なリスク管理活動に取り組んでおります。

(3) コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンス体制の基礎となる行動憲章・行動指針を掲げ、企業倫理の確立と社会的責任の遂行に努めており、内部統制・コンプライアンス委員会においてコンプライアンス体制の構築を進めるとともに、法令等の遵守を推進していくために社内研修等を実施しております。当事業年度におきましては、階層別教育においてコンプライアンス研修を実施しております。

また、法令違反等の未然防止と早期発見を目的に内部通報制度を制定し、その窓口を社内と社外に設置しております。

（４）監査役の職務の執行について

当事業年度において監査役会は13回開催され、常勤監査役から会社の状況に関する報告および監査役相互の意見交換が行われています。

また、常勤監査役は取締役会、執行役員会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務執行について監視するとともに、子会社を含むほぼ全ての内部監査に同席し、内部監査室との連携が図られています。

（５）グループ管理体制について

「関係会社管理規程」を定めて管理項目を明確にし、子会社の重要事項の事前承認や報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの経営状況につきましては、毎月開催の社外役員も出席する執行役員会で、各子会社を担当する役員から定期的に経営状況等の報告を受けており、現状が把握できる状況にあります。

※ 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	84,818	流動負債	61,721
現金及び預金	44,256	支払手形及び買掛金	20,180
受取手形及び売掛金	28,165	電子記録債務	9,693
商品及び製品	61	短期借入金	4,617
仕掛品	5,294	リース債務	120
原材料及び貯蔵品	1,650	未払法人税等	584
前渡金	1,662	前受金	11,068
その他	3,773	保証工事引当金	505
貸倒引当金	△43	工事損失引当金	10,485
		設備関係支払手形	105
		設備関係電子記録債務	92
		その他	4,272
固定資産	53,304	固定負債	20,353
有形固定資産	42,920	長期借入金	11,472
建物及び構築物	16,688	リース債務	162
ドック船台	2,334	繰延税金負債	1,027
機械装置及び運搬具	6,926	役員退職慰労引当金	66
船舶	469	特別修繕引当金	156
工具、器具及び備品	831	環境対策引当金	7
土地	11,717	退職給付に係る負債	5,935
リース資産	306	資産除去債務	917
建設仮勘定	3,649	その他	611
無形固定資産	487	負債合計	82,074
ソフトウェア	466	純資産の部	
電話加入権	19	株主資本	56,156
その他	2	資本金	8,135
投資その他の資産	9,897	資本剰余金	33,874
投資有価証券	5,685	利益剰余金	14,161
長期貸付金	31	自己株式	△14
繰延税金資産	193	その他の包括利益累計額	△574
その他	4,015	その他有価証券評価差額金	△328
貸倒引当金	△27	繰延ヘッジ損益	△12
資産合計	138,122	為替換算調整勘定	382
		退職給付に係る調整累計額	△616
		新株予約権	277
		非支配株主持分	189
		純資産合計	56,048
		負債・純資産合計	138,122

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		111,887
売上原価		121,448
売上総損失		9,561
販売費及び一般管理費		6,461
営業損失		16,022
営業外収益		
受取利息	146	
受取配当金	225	
持分法による投資利益	7	
その他	164	542
営業外費用		
支払利息	318	
支払手数料	36	
固定資産除売却損	86	
為替差損	246	
その他	118	804
経常損失		16,284
特別利益		
投資有価証券売却益	79	
契約解約益	233	312
特別損失		
投資有価証券評価損	1,913	
減損損失	73	1,986
税金等調整前当期純損失		17,958
法人税、住民税及び事業税	290	
法人税等調整額	△153	137
当期純損失		18,095
非支配株主に帰属する当期純損失		65
親会社株主に帰属する当期純損失		18,030

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,135	33,874	32,884	△16	74,877
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△691		△691
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△18,030		△18,030
連結子会社の決算期変更に伴う増減			△2		△2
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△0	△0	2	2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計		△0	△18,723	2	△18,721
当 期 末 残 高	8,135	33,874	14,161	△14	56,156

(単位: 百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	76	△56	380	△829	△429	264	253	74,965
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△691
親会社株主に帰属する当期純損失(△)								△18,030
連結子会社の決算期変更に伴う増減								△2
自 己 株 式 の 取 得								△0
自 己 株 式 の 処 分						△2		△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△404	44	2	213	△145	15	△64	△194
連結会計年度中の変動額合計	△404	44	2	213	△145	13	△64	△18,917
当 期 末 残 高	△328	△12	382	△616	△574	277	189	56,048

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	73,560	流動負債	43,849
現金及び預金	35,048	支払手形	418
受取手形	85	電子記録債務	3,001
売掛金	25,219	買掛金	17,790
仕掛品	1,564	短期借入金	1,494
原材料及び貯蔵品	409	リース債務	47
前渡金	6,014	未払金	1,460
前払費用	127	未払費用	1,152
未収収益	5	未払法人税等	339
短期貸付金	2,000	前受金	11,606
未収入金	955	預り金	150
未収消費税等	2,141	保証工事引当金	520
その他	22	工事損失引当金	5,857
貸倒引当金	△29	その他	15
固定資産	27,684	固定負債	5,233
有形固定資産	14,582	長期借入金	2,050
建物	5,249	リース債務	70
構築物	1,913	繰延税金負債	383
ドック船台	285	退職給付引当金	1,447
機械及び装置	2,470	資産除去債務	737
船舶	0	その他	546
車両運搬具	391	負債合計	49,082
工具、器具及び備品	351	純資産の部	
土地	3,819	株主資本	51,867
リース資産	104	資本金	8,135
無形固定資産	329	資本剰余金	33,865
ソフトウェア	329	資本準備金	33,865
投資その他の資産	12,773	その他資本剰余金	—
投資有価証券	3,970	利益剰余金	9,879
関係会社株式	7,785	利益準備金	247
長期貸付金	585	その他利益剰余金	9,632
長期前払費用	10	配当準備積立金	122
その他	426	特別償却準備金	172
貸倒引当金	△3	固定資産圧縮積立金	67
資産合計	101,244	別途積立金	2,000
		繰越利益剰余金	7,271
		自己株式	△12
		評価・換算差額等	18
		その他有価証券評価差額金	33
		繰延ヘッジ損益	△15
		新株予約権	277
		純資産合計	52,162
		負債・純資産合計	101,244

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		96,092
売上原価		101,124
売上総損失		5,032
販売費及び一般管理費		3,704
営業損失		8,736
営業外収益		
受取利息及び配当金	397	
その他	29	426
営業外費用		
支払利息	71	
支払手数料	36	
固定資産除売却損	66	
為替差損	96	
その他	39	308
経常損失		8,618
特別利益		
契約解約益	4	4
特別損失		
関係会社株式評価損	8,205	
投資有価証券評価損	1,012	9,217
税引前当期純損失		17,831
法人税、住民税及び事業税	12	
法人税等調整額	△45	△33
当期純損失		17,798

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金
当 期 首 残 高	8,135	33,865	0	33,865	247
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
特別償却準備金の取崩					
特別償却準備金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当 期 純 損 失 (△)					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					
当 期 中 の 変 動 額 合 計	－	－	△0	△0	－
当 期 末 残 高	8,135	33,865	－	33,865	247

(単位：百万円)

	株 主 資 本					利益剰余金 合 計
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金					
	配当準備 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	122	238	73	2,000	25,688	28,368
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△691	△691
特別償却準備金の取崩		△67			67	－
特別償却準備金の積立		1			△1	－
固定資産圧縮積立金の取崩			△6		6	－
当 期 純 損 失 (△)					△17,798	△17,798
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分					△0	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）						
当 期 中 の 変 動 額 合 計	－	△66	△6	－	△18,417	△18,489
当 期 末 残 高	122	172	67	2,000	7,271	9,879

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△14	70,354	485	△21	464	264	71,082
当 期 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△691					△691
特別償却準備金の取崩		－					－
特別償却準備金の積立		－					－
固定資産圧縮積立金の取崩		－					－
当 期 純 損 失 (△)		△17,798					△17,798
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0					△0
自 己 株 式 の 処 分	2	2				△2	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)			△452	6	△446	15	△431
当 期 中 の 変 動 額 合 計	2	△18,487	△452	6	△446	13	△18,920
当 期 末 残 高	△12	51,867	33	△15	18	277	52,162

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 名 村 造 船 所
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 秀 吏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名村造船所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 名 村 造 船 所
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 秀 吏 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名村造船所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社 名 村 造 船 所 監 査 役 会

常勤監査役 井 関 延 行 ㊞

常勤監査役 福 田 綱 吉 ㊞

監 査 役 荒 木 勝 ㊞

監 査 役 山 下 公 央 ㊞

(注) 監査役 荒木勝および監査役 山下公央は、会社法に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当につきましては、企業体力や今後の経営体質の強化および将来の事業展開等を勘案のうえ安定的かつ継続的な配当を主眼としつつ、当期の収益状況、現状の業界動向および今後の事業戦略、財務体質等を総合的に勘案して、決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、当期収益状況等に鑑み、次のとおりといたしたく、よろしくご承認をお願いするものであります。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金3円………総額207,250,041円 なお、中間配当金（当社普通株式1株につき金5円）を加えた年間配当金は、当社普通株式1株につき金8円となります。
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月25日

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 吉岡修三、間渕重文、鈴木輝雄および古川芳孝の4名は任期満了となり、取締役 池邊吉博は辞任により退任となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 吉岡 修三

1950年12月19日生

所有する当社株式数： 56,200株

再任

■ 略歴、地位および担当

- 1973年10月 当社入社
- 2005年6月 当社執行役員船舶海洋事業部副事業部長
- 2006年4月 当社執行役員船舶海洋事業部長
- 2006年6月 当社取締役執行役員船舶海洋事業部長
- 2007年4月 当社取締役常務執行役員船舶海洋事業部長
- 2008年3月 函館どつく株式会社取締役(現)
- 2010年4月 当社取締役専務執行役員伊万里事業所長兼 I S O総括兼船舶海洋事業部長
- 2010年6月 当社代表取締役専務伊万里事業所長兼 I S O総括兼船舶海洋事業部長
- 2011年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼生産業務本部・鉄構事業部統轄兼伊万里事業所長
- 2012年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼生産業務本部管掌
- 2014年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長
- 2014年6月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼伊万里事業所長
- 2014年10月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼製造本部長
佐世保重工業株式会社取締役
- 2016年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼グループ新造船事業統轄兼船舶海洋事業部長(現)
- 2020年4月 佐世保重工業株式会社取締役副社長社長補佐兼新造船事業部・生産管理本部統轄(現)

■ 重要な兼職の状況

- 佐世保重工業株式会社 取締役副社長
- 函館どつく株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、船舶海洋事業部を始め、鉄構事業部や生産業務本部などにおける豊富な経験と幅広い識見を有しており、2011年から代表取締役副社長としてリーダーシップを発揮して当社の経営を担ってまいりました。これらの経験、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者となりました。

2 間 渕 重 文

1959年9月21日生

所有する当社株式数： 5,300株

再任

■ 略歴、地位および担当

1982年4月 丸紅株式会社入社
2006年4月 同社船舶部長
2011年4月 同社台湾会社社長
2015年4月 当社入社、執行役員待遇船舶海洋事業部営業本部副本部長
2016年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部副本部長
2018年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部長
2019年4月 当社取締役常務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長
2020年4月 当社取締役専務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長(現)

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、総合商社において船舶営業に長く携わり、その豊富な経験に基づき営業業務を中心に実績を重ねております。これらの経験、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者いたしました。

3 鈴 木 輝 雄

1947年2月1日生

所有する当社株式数： 0株

再任

社外

■ 略歴、地位および担当

1972年4月 判事補任官
1982年4月 神戸地方裁判所判事
1984年4月 同上退官、弁護士登録
2003年6月 株式会社スパンドニクス社外監査役(現)
2008年11月 ピー・アンド・ジー株式会社社外監査役(現)
プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社社外監査役(現)
2009年11月 鈴木法律事務所設立(現)
2014年6月 当社社外取締役(現)

■ 重要な兼職の状況

- 弁護士
(鈴木法律事務所 代表)
- 株式会社スパンドニクス 社外監査役
- ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役
- プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

同氏は、裁判官・弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、独立した立場から当社の経営に有用な意見・助言をいただいております。これらの点を踏まえ、今後も取締役会の透明性の向上および監督機能の強化への貢献が期待できることから社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。

4 古川 芳孝

1965年11月12日生

所有する当社株式数：

0株

再任

社外

■ 略歴、地位および担当

- 1995年3月 九州大学工学部助教授
 2008年2月 九州大学大学院工学研究院教授(現)
 2016年6月 当社社外取締役(現)
 2017年5月 公益社団法人日本船舶海洋工学会理事(現)

■ 重要な兼職の状況

- 九州大学大学院工学研究院 教授
- 公益社団法人日本船舶海洋工学会 理事

■ 社外取締役候補者とした理由

同氏は、九州大学大学院の教授として培われた船舶に関する豊富な経験と識見を有しており、独立した立場から当社の経営に有用な意見・助言をいただいております。これらの点を踏まえ、今後も取締役会の透明性の向上および監督機能の強化への貢献が期待できることから社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 鈴木輝雄氏および古川芳孝氏は社外取締役候補者であります。なお、鈴木輝雄氏および古川芳孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、鈴木輝雄氏および古川芳孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、古川芳孝氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っております。当社は、当社グループから過去3事業年度の平均が年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の1つとしておりますが、同大学への寄付はこの基準に抵触していません。なお、その他の兼職先と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。

第3号議案

監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 井関延行、荒木勝および山下公央の3名は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

1 いけ べ よし ひろ 池邊 吉博 1954年4月3日生

所有する当社株式数：11,100株

新任

■ 略歴および地位

1978年4月 丸紅株式会社入社
2007年4月 同社法務部長
2011年4月 同社参与法務部担当役員補佐
2014年4月 当社入社、経営業務本部副本部長
2014年6月 当社執行役員経営業務本部副本部長
2014年10月 当社執行役員経営業務本部長
2015年6月 当社取締役執行役員グループ最高財務責任者
兼経営業務本部長
2018年7月 函館どつく株式会社監査役(現)
当社取締役常務執行役員グループ最高財務責任者兼経営業務本部長兼本社長
2019年4月 当社取締役常務執行役員経営業務本部長
兼グループ最高コンプライアンス責任者
兼東京事務所長
2020年4月 当社取締役常務執行役員グループ最高コンプライアンス責任者(現)

■ 重要な兼職の状況

● 函館どつく株式会社 監査役

■ 監査役候補者とした理由

同氏は、法務・財務分野等での豊富な経験を有し、当社の監査役に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験を生かし当社の経営の健全性および透明性の向上への貢献が期待できることから監査役候補者といたしました。

やま した きみ おう
2 山下 公央 1951年2月18日生

所有する当社株式数： 0株

再任

社外

■ 略歴および地位

- 1974年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2004年7月 株式会社UFJホールディングス（現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）執行役員リスク統括部・コンプライアンス統括部担当
2005年6月 カブドットコム証券株式会社（現 auカブコム証券株式会社）社外取締役（取締役会長）
2010年6月 雄洋海運株式会社（現 JXオーシャン株式会社）社外監査役
大阪証券金融株式会社（現 日本証券金融株式会社）社外監査役
2012年6月 株式会社みどり会社社外監査役
2012年6月 三信株式会社社外監査役
2014年6月 当社社外監査役（現）
2017年6月 株式会社NSD社外取締役（現）
2017年10月 セルソース株式会社社外監査役（現）

■ 重要な兼職の状況

- 株式会社NSD 社外取締役
- セルソース株式会社 社外監査役

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、リスク管理、財務会計に関する相当程度の知見および取引管理の知見を有しており、公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する能力を有しております。これらの経験を生かし今後も当社の経営の健全性および透明性の向上への貢献が期待できることから社外監査役候補者といいたしました。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。

だい ほ まさ じ
3 大保 政二 1965年7月5日生

所有する当社株式数： 0株

新任

社外

■ 略歴および地位

- 1991年9月 中央新光監査法人入所
1999年3月 公認会計士登録
1999年4月 株式会社三和総合研究所（現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）入社
2002年4月 東京北斗監査法人（現 仰星監査法人）入所
2006年1月 大保公認会計士事務所設立
2011年6月 恵和株式会社社外監査役（現）
2016年10月 仰星監査法人社員（現）

■ 重要な兼職の状況

- 公認会計士
（仰星監査法人 社員）
- 恵和株式会社 社外監査役

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、専門的な見地から公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する能力を有しております。これらの経験を生かし当社の経営の健全性および透明性の向上への貢献が期待できることから社外監査役候補者といいたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- （注）1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 山下公央氏および大保政二氏は社外監査役候補者であります。なお、大保政二氏が原案どおり選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、山下公央氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、大保政二氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2019年6月21日開催の第120回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役山本紀夫氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

やまもと のり お	山本 紀夫	1952年6月29日生	所有する当社株式数：	0株	社外
■ 略歴および地位			■ 重要な兼職の状況		
1981年4月	弁護士登録		● 弁護士		
1984年1月	坂口・山本法律事務所設立		(TMI総合法律事務所パートナー)		
1995年4月	山本法律事務所設立(2016年9月 山本&パートナーズ法律事務所へ名称変更)		● 久留米運送株式会社 社外監査役		
2006年6月	久留米運送株式会社 社外監査役(現)		■ 補欠の社外監査役候補者とした理由		
2020年4月	TMI総合法律事務所福岡オフィスにパートナーとして参画(現)		同氏は、弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本紀夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

当社は、2008年5月22日開催の当社取締役会において決議し、2008年6月26日開催の当社第109回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。また、その後は直近では2017年6月24日開催の第118回定時株主総会においても、株主の皆様から継続の承認をいただいております。（以下、継続後の買収防衛策を「現プラン」といいます。）現プランは、その有効期間が本定時株主総会終結の時までとされております。つきましては、当社定款第18条に基づき、現プランを一部変更した上で更新し（以下「本更新」といい、本更新により導入される当社株式等の大量取得行為に関する対応方針を以下「本プラン」といいます。）、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただくことをお願いするものであります。

なお、本プランの基本的内容は現プランと実質的に同一ですが、本更新に伴い、プラン発動が可能となる類型を限定しました。

記

1. 新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由（本プランの目的）

当社は、2008年5月22日開催の当社取締役会において、下記（1）に記載のとおり「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を決議いたしました。本議案は、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、直近では2017年6月24日開催の第118回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、その有効期間は本定時株主総会終結の時までとされておりますことから、本プランを更新することをお諮りするものであります。

（1）当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式等の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式等の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式等の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記（1）に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式等に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買収者との交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株式等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記（a）の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとしています（詳細については下記（2）「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式等の大量取得を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

(d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会（その詳細については下記（6）「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに定めるところに従い、必要に応じて、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを予定しています（その詳細については下記（2）「本プランの発動に係る手続」（e）をご参照下さい。）。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株式等²について、保有者³の株式等保有割合⁴が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株式等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株式等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて当社取締役会へ提出していただきます。なお、買付者等から書面による要請を受けた場合には、買付説明書の書式を当該要請から10営業日以内に送付いたします。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会および独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

-
- 1 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第1項の「株券等」をいいます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
 - 4 金融商品取引法第27条の23第4項の「株券等保有割合」をいいます。本議案において同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第1項の「株券等」をいいます。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第8項の「株券等所有割合」をいいます。本議案において同じとします。
 - 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績（法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）その他の経理の状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付者等と第三者との間の当社の株式等に関する合意（締結日、相手方およびその具体的内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社や当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主、当社や当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記（d）①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとしします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が提出を求めた情報（もしあれば）が提出されてから、対価を金銭（円貨）のみとし当社株式等の全てを対象とする公開買付けによる買付等の場合には最長60日、その他の買付等の場合には最長90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、上記①に従い取締役会の意見およびその理由ならびに代替案（もしあれば）等を受領した上、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとしします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとしします。

③ 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、東京証券取引所の適時開示規則に従い独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとしします。独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記（４）「本新株予約権の無償割当ての概要」（f）に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- （i）当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- （ii）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際し、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとします。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。この場合、当社は、当該延長の理由および延長期間について、速やかに情報開示を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

（e）取締役会の決議、株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

ただし、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、実務上相当と認める場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、独立委員会における手続に加えて、速やかに株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当てに関する議案を付議する場合があります。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等についての決定を行うものとします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施しません。買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。なお、当社取締役会は、当社取締役会において株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合または当社取締役会もしくは株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記（２）「本プランの発動に係る手続」（e）に記載される当社取締役会または株主意思確認総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記（２）「本プランの発動に係る手続」（d）のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、原則として独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株式等を買占め、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数を上限とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式１株につき原則として本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権 1 個の目的である当社普通株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。
- (f) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記（i）項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者¹⁰、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者¹¹、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ) ないし(Ⅳ) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ) 上記(Ⅰ) ないし(Ⅴ) に該当する者の関連者¹² (以下、(Ⅰ) ないし(Ⅵ) に該当する者を「非適格者」と総称します。) は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません (ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(ⅰ) 項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

-
- 10 原則として、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者 (当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。) をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 11 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株式等 (金融商品取引法第27条の2第1項の「株券等」) をいいます。以下本脚注において同じとします。) の買付け等 (同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。) を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有 (これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。) に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者 (当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。) をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者 (当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」 (会社法施行規則第3条第3項に定義されます。) をいいます。

- (h) 本新株予約権の譲渡
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。なお、上記(g)項(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者に対しては、それらの者が保有する新株予約権の対価として金員等の交付を行わないものとします。
- ③ ①および②のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間および本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下、単に「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで更新するものとします。

ただし、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本プランを廃止する旨もしくは本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

（6）独立委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。第3号議案が承認された場合における独立委員会の委員は、社外取締役1名、社外監査役1名および社外有識者（補欠監査役）1名から構成されます（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランの更新時点における独立委員会の委員は別紙2「独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。ただし、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、実務上相当と認める場合には、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当てに関する議案を付議する場合があります。

（7）法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2017年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとしします。

以 上

別紙 1

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
（i）当社社外取締役、（ii）当社社外監査役、または（iii）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 自らまたは当社取締役会等を通じた買付者等との交渉・協議

- ⑤ 代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長
 - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会および独立委員会の双方に追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求めた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、当社の企業価値の向上・株主共同の利益の確保という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社または当社グループ会社の取締役、執行役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

別紙 2

独立委員会委員略歴

本プラン更新時の独立委員会の委員は、以下の3名であります。

鈴木 輝雄 (すずき てるお)

1947年 2月生

1972年 4月 判事補任官

1982年 4月 神戸地方裁判所判事

1984年 4月 同上退官、弁護士登録

2003年 6月 株式会社スパンドニクス 社外監査役 (現任)

2008年 11月 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役 (現任)

プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役 (現任)

2009年 11月 鈴木法律事務所設立

2014年 6月 当社取締役役に就任 (現任)

※鈴木輝雄氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。

なお、本定時株主総会第2号議案が原案どおり承認可決されますと、同氏は社外取締役
に再任されることとなります。

大保 政二 (だいほ まさじ)

1965年 7月生

1991年 9月 中央新光監査法人入所

1999年 3月 公認会計士登録

1999年 4月 株式会社三和総合研究所 (現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社) 入社

2002年 4月 東京北斗監査法人 (現 仰星監査法人) 入所

2006年 1月 大保公認会計士事務所設立

2011年 6月 恵和株式会社 社外監査役 (現任)

2016年 10月 仰星監査法人社員 (現任)

※大保政二氏は会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役候補者であります。

なお、本定時株主総会第3号議案が原案どおり承認可決されますと、同氏は社外監査役
に選任されることとなります。

山本 紀夫 (やまもと のりお)

1952年 6月生

1981年 4月 弁護士登録

1984年 1月 坂口・山本法律事務所設立

1995年 4月 山本法律事務所設立 (2016年9月

山本&パートナーズ法律事務所に名称変更)

2016年 6月 久留米運送株式会社 社外監査役 (現任)

2020年 4月 TMI総合法律事務所福岡オフィスにパートナーとして参画

※山本紀夫氏は現在会社法第329条第3項に規定される当社補欠監査役であります。

なお、本定時株主総会第4号議案が原案どおり承認可決されますと、同氏は補欠監査役
に再任されることとなります。

以 上

株主総会会場のご案内

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号 大阪トヨペットビル9階会議室

交通 地下鉄中央線・千日前線 阿波座駅下車、2号出入口を出て
中央大通を東へ約100メートル



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した植物油インキ
を使用しています。